

組立保険 ご契約のしおり (普通保険約款・特約集)

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立しましたご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。
- 弊社代理店には、告知受領権があります。お客さまが正しい告知をされなかった場合には保険金をお支払いできなくなることや、ご契約が解除または失効となることがありますので、ありのままを告知してください。
- ご契約内容等についてご不明な点、お気づきの点がございましたらご遠慮なく取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- 普通保険約款は全てのご契約に適用され、ご契約の種類・内容に応じてその他の特約が適用されます。
- ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、本普通保険約款および特約について被保険者の方にもご説明いただきますようお願い申し上げます。

目次

I 組立保険の契約概要	1
1. 組立保険のしくみ	1
2. 補償内容	1
(1) 保険金をお支払いする主な場合	1
(2) 保険金をお支払いしない主な場合	1
3. ご希望によりセットできる主な特約	1
4. 保険期間（保険のご契約期間）.....	2
5. 引受条件等（保険金額等）.....	2
6. 保険料	2
7. 保険料のお支払方法（払込方法）について	2
8. 満期返れい金・契約者配当金	2
9. 解約返れい金の有無	2
II 注意喚起情報	3
1. クーリングオフについて	3
2. 告知義務・通知義務等	3
(1) 契約締結時における注意事項（告知義務等）.....	3
(2) 契約締結後における注意事項（通知義務）.....	3
(3) 契約締結後における留意事項（保険契約の失効）.....	3
3. 責任開始日時（補償を開始するとき）.....	3
4. 保険金をお支払いしない主な場合について	3
(1) 主な免責事由	3
(2) 重大事由による解除の場合	4
5. 保険料の払込猶予期間等の取扱いについて	4
6. 解約と解約返れい金	4
(1) 返還保険料の計算式	4
(2) 返還保険料の計算例	4
7. 保険会社破綻時の取扱いについて	4
8. 個人情報取扱いに関する事項について	5
9. 事故が発生した場合の手続きおよび保険金のお支払時期について	5
(1) 事故が発生した場合	5
(2) 保険金の請求に必要な書類等について	5
(3) 保険金のお支払時期について	6
10. 補償の重複について	6
11. その他ご注意いただきたいこと	6
III 普通保険約款・特約	9
1. 普通保険約款	10
組立保険普通保険約款	10
2. 特約	21
(1) 被保険者に関する特約	21
(2) 保険金額に関する特約（1）.....	21
(3) 保険金額に関する特約（2）.....	21
(4) 責任の終期に関する特約	22
(5) 保険責任の終期に関する特約（火力発電所）.....	22
(6) 保険責任の終期に関する特約（水力発電所）.....	23

(7) 保険責任の終期に関する特約（試運転不担保）	23
(8) 保険責任の終期に関する特約（石油・石油ガスタンク）	23
(9) 保険責任の終期に関する特約（LPG・LNG ガスタンク）	24
(10) 保険責任の終期に関する特約（タンク貯蔵物収容中不担保）	24
(11) 試運転に関する特約（A）	24
(12) 試運転に関する特約（B）	25
(13) 試運転に関する特約（C）	26
(14) 損害賠償責任補償特約	27
(15) 損害賠償責任補償特約に関する覚書（1）	32
(16) 損害賠償責任補償特約に関する覚書（2）	33
(17) コンピュータ機器の日付認識に起因する損害不担保特約A	34
(18) 被保険者自己負担額に関する特約（対物賠償）	35
(19) 構内所在物件に関する特約（一般）	35
(20) 構内所在物件に関する特約（建物内・外装工事またはビル付帯設備工事）	36
(21) 仮設物に関する特約	38
(22) 工事用機械・工事用仮設備に関する特約	38
(23) 触媒に関する特約	39
(24) 荷卸危険補償特約	39
(25) 解体工事危険補償特約	40
(26) 工場構内における製作・組立危険補償に関する特約	41
(27) 地震危険補償特約	41
(28) 地震損害縮小てん補特約	42
(29) 試運転期間中の地震火災危険不担保特約	42
(30) 残存物の解体および取片付費用補償特約	42
(31) 特別費用補償特約	43
(32) 航空貨物運賃補償特約	43
(33) 設計・材質または製作の欠陥不担保特約	43
(34) 縮小てん補特約	43
(35) 古品機械に関する特約（試運転不担保）	43
(36) 古品機械に関する特約（試運転補償）	44
(37) タンクの補修・改修工事に関する特約（1）	45
(38) タンクの補修・改修工事に関する特約（2）	46
(39) クリーニング作業に関する特約	47
(40) 棧橋工事に関する特約	47
(41) 土木工事に関する特約	47
(42) 特定台風危険不担保特約	48
(43) メインテナンス期間に関する特約（ビジット・メインテナンス）	49
(44) メインテナンス期間に関する特約（リミテッド・メインテナンス）	49
(45) メインテナンス期間に関する特約（フル・メインテナンス）	50
(46) 保険料分割払特約	51
(47) 組立保険総括契約に関する特約	53
(48) 保険料精算省略特約（組立保険・総括特約用）	56
(49) テロ危険等不担保特約	57
(50) 共同保険に関する特約	57

IV 保険証券面の表示等について	59
1. 特約一覧	59
2. 共同保険引受保険会社名称一覧	61

I 組立保険の契約概要

1. 組立保険のしくみ

この保険は、保険契約申込書等記載の工事現場（以下、「工事現場」といいます。）において、不測かつ突発的な事故により保険の対象に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。また、保険の対象は次のとおりです。詳細につきましては、「組立保険普通保険約款（以下、「普通保険約款」といいます。）」等をご参照ください。

保険の対象の範囲	
保険の対象に含まれるもの	① 工事の目的物およびその材料
	② 仮枠、足場、電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備その他の工事中用仮設備
	③ 現場事務所、宿舎、倉庫その他の工事中用仮設備建物およびこれらに収容の什器・備品
保険の対象に含まれないもの	① 据付機械等の工事中用仮設備、工事中機械・器具・工具およびこれらの部品
	② 航空機、船舶もしくは水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両
	③ 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券等
	④ 触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに準ずる物
	⑤ 原料または燃料その他これらに準ずる物

2. 補償内容

（1）保険金をお支払いする主な場合

主な場合を記載しております。なお、すべての内容を記載しているものではありませんので、詳細につきましては、普通保険約款および各種特約をご参照ください。

- ① 組立作業の欠陥による事故
- ② 労務者、従業員または第三者の取扱上の拙劣、悪意または過失による事故
- ③ 設計、材質または製作の欠陥による事故
- ④ 火災、破裂または爆発による事故
- ⑤ ショート、アーク、スパーク、過電流、空中電気的作用その他の電氣的現象による事故
- ⑥ 盗難

（2）保険金をお支払いしない主な場合

以下の事由によって生じた損害については保険金をお支払いできません。なお、すべての内容を記載しているものではありませんので、詳細につきましては、普通保険約款および各種特約をご参照ください。

- ① 保険契約者、被保険者等の故意、重大な過失によって生じた損害
- ② 戦争、内乱等によって生じた損害
- ③ 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ④ 保険の対象が、保険契約申込書等記載の工事以外の用途に使用された場合のその部分に生じた損害
- ⑤ 保険の対象の性質、またはその自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質等の損害
- ⑥ 在高の調査によって発見された紛失または不足の損害

3. ご希望によりセットできる主な特約

ご希望によりセットできる主な特約およびその概要は次のとおりです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

特約名称	特約の概要
損害賠償責任補償特約	工事現場における組立工事に起因する他人の身体の障害、財物の滅失もしくは汚損に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。ただし、建設用工作車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任については補償対象外となります。

※お引受けする契約内容によっては、補償内容を限定する特約がセットされることがあります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

4. 保険期間（保険のご契約期間）

保険期間は工事現場における輸送機関からの保険の対象の荷卸完了時から、保険の対象の引渡完了日までの期間で設定していただきます。ご契約の保険期間については保険契約申込書等をご確認ください。

5. 引受条件（保険金額等）

- ・保険金額は、工事請負金額（支給材の金額が含まれていない場合は、支給材の額も含みます。）を基に設定してください。保険金額が請負金額に満たない場合は、お支払いする保険金が損害の額よりも少なくなる場合があります。
- ・ご契約の内容によっては、被保険者自己負担額が設定されます。お支払いする保険金は、損害の額から被保険者自己負担額を差し引いた額となります。

6. 保険料

保険料は工事請負金額（保険金額）、保険期間、セットされる特約等により決定されます。ご契約の保険料は保険契約申込書等でご確認ください。

7. 保険料のお支払方法（払込方法）について

保険料の払込方法は次のとおりです。ご契約の払込方法については申込書等でご確認ください。

払込方法 払込手段	一時払	分割払 ^(注)		
		2回	3回	4回
直接集金	○	○	○	○
□座振替	×	×	×	×

（注）保険料 30 万円以上の契約にのみセット可能で、保険期間により一定の制限等がございます。

8. 満期返れい金・契約者配当金

この保険では、満期返れい金・契約者配当金はありません。

9. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社までご連絡ください（実際に解約するにあたっては、弊社に対する書面による通知が必要になります。）。解約時の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、またはご請求させていただくことがあります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

Ⅱ 注意喚起情報

1. クーリングオフについて

この保険は、お客さまが営業または事業のために締結する保険契約としてお申込みをされるものであり、クーリングオフ^(注)を行うことはできません。

(注) クーリングオフとは、ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができる制度のことをいいます。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 契約締結時における注意事項（告知義務等）

① 告知義務

ご契約者または被保険者には、ご契約時に弊社に重要な事項を申し出ていただく義務（告知義務）があります。保険契約申込書等の記載事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（弊社代理店には告知受領権があります。）。

② 保険契約の無効

保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した契約は無効となります。

(2) 契約締結後における注意事項（通知義務）

ご契約内容に次の変更等が生じる場合には、あらかじめ取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがあります。また、危険が増加した場合などにおいて、その保険契約の引受範囲を超えたときもご契約を解除することがありますので、ご注意ください。

① 保険証券記載の施工者を変更すること。

② 工事を追加、変更、中断、再開または放棄すること。

③ 設計、仕様または施工方法の重要な変更を行うこと。

④ 保険契約申込書等の記載事項の内容に変更が生じること。

(3) 契約締結後における留意事項（保険契約の失効）

保険契約締結後、保険の対象が譲渡された場合には、ご契約いただいている保険の失効手続きが必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。

3. 責任開始日時（補償を開始するとき）

弊社の保険責任は始期日の午後4時（申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に開始します。

ただし、保険期間が始まった後であっても、工事現場における保険の対象の輸送機関からの荷卸が完了した時に始まります。また、保険期間の終了前に保険の対象が引き渡された場合には、その引き渡しの時（引き渡し前に保険の対象が操業を開始した時は、その操業開始の時）に終了します。

4. 保険金をお支払いしない主な場合について

(1) 主な免責事由

以下の事由によって生じた損害については保険金をお支払いできません。なお、すべての内容を記載しているものではありませんので、詳細につきましては、普通保険約款および各種特約の「保険金を支払わない場合」等をご参照ください。

- ・ 保険契約者、被保険者等の故意、重大な過失によって生じた損害
- ・ 戦争、内乱等によって生じた損害

- ・地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

(2) 重大事由による解除の場合

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。

- ・保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせる目的で損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
 - ・被保険者が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
 - ・保険契約者が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合 など
- この場合は、全部または一部の保険金をお支払いいたしません。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱いについて

保険料は「保険料分割払特約」をセットした場合を除き、ご契約と同時に支払いください。保険期間が始まった後でも保険料を領収する前に生じた事故については保険金をお支払いすることができません。また、第2回目以降の分割保険料は、毎月の払込期日*までにお支払いください。払込期日*の翌月末まで払い込みの猶予がありますが、この猶予期間を過ぎても分割保険料の払い込みがない場合等には、保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。なお、分割払のご契約において、弊社が保険金を支払うべき事故が発生した場合には、未払分の保険料の払込みをお願いすることがあります。

※保険料を払い込みいただく期日のことで、保険証券に記載しています。

6. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社までご連絡ください（実際に解約するにあたっては、弊社に対する書面による通知が必要となります。）。解約時の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、またはご請求させていただく場合があります。次の算式をご参照ください。

(1) 返還保険料の計算式

$$\boxed{\text{返還保険料}} = \boxed{\text{既に払込まれた保険料}} - \boxed{\text{既経過期間に対応する保険料}}$$

(注) 総括契約等の契約方式等により計算式が異なります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

(2) 返還保険料の計算例

ご契約条件

- ・保険期間：平成 28 年 5 月 1 日から平成 29 年 5 月 1 日まで（1 年）
- ・年間保険料：10 万円

解約時の条件

- ・解約日：平成 29 年 1 月 1 日
- ・解約日までの保険料：7 万円

$$\text{返還保険料} = 10 \text{ 万円} - 7 \text{ 万円} = \underline{3 \text{ 万円}}$$

7. 保険会社破綻時の取扱いについて

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、返れい金等のお支払いが一定期間凍結されることや、金額が削減されることがあります。
- ・引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人^(注1)」またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として 80%^(注2) まで補償されます。

(注1) 破綻時に常時使用する従業員等の数が 20 人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した

契約に限ります。)が対象となります。

(注2) 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

8. 個人情報の取扱いに関する事項について

弊社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品または各種サービスの案内・提供、アンケートの実施を行うために利用するほか、下記①～⑤の取得・利用・提供または登録、その他の業務上必要とする範囲内で利用し、業務の範囲を超えて利用しません。

- ① 弊社が、上記業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ② 弊社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③ 弊社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。
- ④ 弊社が、グループ会社に提供を行い、その会社がその取扱う商品・サービスの案内または提供を行うことがあります。
- ⑤ 弊社が、質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、その担保権者に提供を行うことがあること。

弊社の個人情報保護宣言、弊社グループ会社につきましては弊社ホームページ(<http://www.daidokasai.co.jp/>)をご覧ください。

9. 事故が発生した場合の手続きおよび保険金のお支払時期について

(1) 事故が発生した場合

万が一、事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知のうえ保険金請求の手続きをお取りください。この通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れることや、お支払いができないことがありますのでご注意ください。

(2) 保険金の請求に必要な書類等について

保険金の請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類等のうち弊社が求めるものを提出いただきます。

※ 事故の内容または損害の額等に応じ、次の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますのでご了承ください。

保険金の請求に必要な書類	書類の主な例	
保険金請求意思および保険金請求権者が確認できる書類	・保険金請求書 ・印鑑証明書 ・委任状 ・戸籍謄本 ・住民票	など
事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	・事故状況報告書 ・事故証明書 ・盗難届出受理票 ・罹災証明書 ・メーカーや修理業者等からの原因調査報告書	など
保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および範囲、復旧の程度等が確認できる書類	・修理見積書 ・写真 ・請求書または領収書 ・資産台帳 ・被害品明細書 ・工事工程表	など
保険の対象であることが確認できる書類	・工事請負契約書(写) ・リース契約書	など

公の機関や関係先への調査のために必要な書類	・同意書	など
弊社が支払うべき保険金を算出するための書類	・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した書類	など
その他	・念書（盗難用） ・権利移転証	など

(3) 保険金のお支払時期について

弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取付けを完了した日から、原則として **30 日以内**に保険金をお支払いします。ただし、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただく場合があります。

- ① 警察、検察、消防その他の公的機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合 180日
- ② 専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された被災地における調査が必要な場合 60日
- ④ 日本国外における調査等が不可欠な場合 180日
- ⑤ 工事が特殊な技術、工法等で行われている場合または同一工事現場内に所在する多数の保険の対象が同一事故で広範囲にわたる損害を被った場合等 180日

○上記①～⑤の照会等のあと、それぞれの期間中に保険金を支払う見込みがない事が明らかになった場合には、被保険者との協議によりその期間を延長させていただくことがあります。

○保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

○保険金をお支払いした後でも、保険金額は減額されません。

○損害賠償責任補償特約をセットしたご契約の場合、損害賠償事故にかかわる示談交渉は必ず弊社とご相談のうえおすすめてください。あらかじめ弊社の承認を得ないで損害賠償責任の全部もしくは一部を認めた場合または損害賠償金などを支払われた場合には、その全部または一部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、損害賠償問題が円滑に解決できるようご相談に応じさせていただきます。

○この保険と補償内容が重なる他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって当社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細につきましては、普通保険約款および各種特約をご参照ください。

○事故の際、保険金支払が迅速・確実に行われるよう同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況等について他の保険会社に確認を行っています。確認内容は、保険金支払の目的以外には利用いたしません。

10. 補償の重複について

○賠償責任危険補償について、被保険者（保険の補償を受けられる方）が既に他の保険で同種の保険商品（請負業者賠償責任保険など）をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。

11. その他ご注意いただきたいこと

○弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。

○保険料のお支払いの際には、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お

確かめください。

- ご契約手続きから 20 日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にご照会ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 質権を設定される場合には、特段のお申し出がない限り、ご契約者と質権者との間で保険証券は質権者の保管とするとの合意があったものとして、質権者に証券を送付いたしますのでご了承ください。
- 組立保険総括契約の場合、ご契約締結時にいただく保険料は保険期間内に着工が予定される対象工事の請負金額の総額を基に算出した暫定保険料となるため、保険期間終了時に確定した請負金額の総額に基づいて算出した保険料との差額を精算させていただきます。

なお、「保険料精算省略特約（組立保険・総括特約用）」をセットすることにより、直近の会計年度における決算書等の実績に基づき算出した保険料を確定保険料とみなし、保険期間終了後の保険料確定精算の事務手続きを不要とすることができます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

- 賠償責任危険補償において、被保険者（加害者）に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権[※]を有します。弊社が被保険者の方に保険金をお支払いできるのは、次の①～③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償金をお支払いしている場合
- ② 被保険者へ保険金を支払うことを被害者（損害賠償請求権者）が承諾していることが確認できる場合
- ③ 被保険者の指示に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

※先取特権とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ弊社に対して保険金を請求することができます（保険法第 22 条第 1 項、第 2 項）。

Ⅲ 普通保險約款・特約

1. 普通保険約款

組立保険普通保険約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、保険証券記載の工事現場（以下「工事現場」といいます。）において、不測かつ突発的な次に掲げる事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

- ① 組立作業の欠陥による事故
- ② 労務者、従業員または第三者の取扱上の拙劣、悪意または過失による事故
- ③ 設計、材質または製作の欠陥による事故
- ④ 火災、破裂または爆発による事故
- ⑤ ショート、アーク、スパーク、過電流、空中電気的作用その他の電氣的現象による事故
- ⑥ 盗難
- ⑦ 土地の沈下・隆起、地すべりまたは土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）・落石による事故
- ⑧ 風災（台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。）、高潮、洪水、氾濫^{はんらん}、落雷、冷害、氷害またはこれらに類似的自然変象による事故
- ⑨ 航空機またはその一部の落下による事故
- ⑩ ①から⑨のほか、保険の対象に生ずる組立事故

第2条（保険金を支払わない場合）

（1）当社は、原因が直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ② 暴動または騒擾^{そうじょう}（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、数街区もしくはこれに準ずる規模またはそれ以上の範囲にわたり平穏が害されるか、または被害を生ずる状態をいいます。）
- ③ 労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為または秩序の混乱
- ④ 官公庁による差押え、収用、没収または破壊。ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性・爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故
- ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

（2）当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または工事現場責任者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 保険の対象が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその部分に生じた損害
- ③ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、スケール、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似的損害

- ④ ねずみ食い、虫食い等
- ⑤ 在高の調査によって発見された紛失または不足の損害
- (3) 当社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害については、保険金を支払いません。
- (4) 当社は、保険の対象の設計、材質または製作の欠陥を除去するための費用については、保険金を支払いません。
- (5) 被保険者が保険の対象の工事に関する契約につき、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の債務不履行により、損害賠償責任を負担することにより被った損害については、当社は保険金を支払いません。

第3条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、工事現場における次に掲げる物とします。
 - ① 工事の目的物およびその材料
 - ② 仮枠、足場、電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備その他の工사용仮設物
 - ③ 現場事務所、宿舍、倉庫その他の工사용仮設建物およびこれらに収容の什器・備品
- (2) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
 - ① 据付機械設備等の工사용仮設備（据付費および付帯設備工事費を含みます。）、工사용機械・器具・工具およびこれらの部品
 - ② 航空機、船舶もしくは水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両
 - ③ 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに準ずる物
 - ④ 触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに準ずる物
 - ⑤ 原料または燃料その他これらに準ずる物

第4条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。ただし、保険期間が始まった後でも、工事現場において輸送機関より保険の対象の荷卸が完了した時に始まります。
- (2) 当社の保険責任は、保険期間中であっても、保険の対象の引渡の時に終わります。ただし、引渡前に保険の対象が操業を開始した場合には、その時をもって終わります。
- (3) (1) および (2) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (4) (1) の規定にかかわらず、当社は、保険料領収前に生じた損害に対しては保険金を支払いません。

第5条（保険期間の延長）

- (1) 保険の対象の引渡の時が保険期間後となることが明らかとなった場合は、保険契約者は、保険期間満了前に、書面をもって、その旨を当会社に申し出て、保険期間の延長につき、承認を請求することができます。
- (2) (1) の承認をする場合には、当社は、第9条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(6) に定めるところに従い、保険料を請求することができます。

第6条（保険金額）

- (1) 保険金額は、保険期間を通じて、保険の対象の請負契約金額（以下「請負金額」といいます。）

であることを要します。

- (2)(1)の場合において、請負金額に算入されていない支給機材があるときは、その金額を請負金額に加算しなければなりません。

第7条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書およびその付属書類（以下、「保険契約申込書等」といいます。）の記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項について、故意または重大な過失によって、当会社に、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、保険契約申込書等の記載事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4)(2)に規定する事実が、当会社が保険契約申込書等において定めた危険（損害の発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、(2)の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等（第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）に関する事項については、(2)の規定を適用します。
- (5)(2)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (6)(5)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第8条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。
- ① 保険証券記載の施工者を変更すること。
 - ② 工事を追加、変更、中断、再開または放棄すること。

- ③ 設計、仕様または施工方法の重要な変更を行うこと。
- ④ ①および③のほか、保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申込書等の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生すること。
- (2)(1)の事実がある場合（(4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。）には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4)(1)に規定する手続を怠った場合には、当会社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)①から④までに規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときは除きます。
- (5)(4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第9条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1)第7条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2)前条(1)の事実が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、同条(1)の事実が生じた時以降の期間（保険契約者または被保険者の申出に基づく、同条(1)の事実が生じた時以降の期間をいいます。）に対する保険料を返還または請求します。
- (3)当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、前条(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
- (6)(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7)(6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がある支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第 10 条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第 11 条（保険の対象の譲渡）

- （１）保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- （２）（１）の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、（１）の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- （３）当会社が（２）の規定による承認をする場合には、第 14 条（保険契約の失効）の規定にかかわらず、（２）の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第 12 条（保険の対象の調査および事故予防措置）

- （１）当会社は、いつでも保険の対象または工事現場を調査することができます。
- （２）（１）の調査において、事故発生のおそれが大であると認めたときは、当会社は、保険契約者または被保険者が自己の費用をもって、損害の発生また拡大を防止するために必要な措置をとることを請求することができます。
- （３）保険契約者、被保険者もしくは工事現場責任者が、正当な理由がなく（１）の調査を拒んだ場合、または保険契約者もしくは被保険者が、正当な理由がなく、（２）の請求に応じなかった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。
- （４）（３）の規定は、（３）に規定する調査の拒否の事実があった時から 1 か月を経過した場合には適用しません。

第 13 条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第 14 条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、保険の対象が譲渡された場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

第 15 条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第 16 条（保険金額の調整）

- （１）保険契約締結の際、保険金額が請負金額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。
- （２）保険契約締結の後、保険期間の中途において、請負金額に変更が生じた場合には、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知して、保険金額の調整につき、承認を請求しなければなりません。

第 17 条（重大事由による解除）

- （１）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知を

もって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当会社がこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同様とします。）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- (2) 当会社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。

- (3) (1) または (2) の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第20条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 第13条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第 21 条（保険料の返還－取消しの場合）

第 15 条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第 22 条（保険料の返還または請求－保険金額の調整の場合）

第 16 条（保険金額の調整）（2）の承認をする場合には、当社は変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

第 23 条（保険料の返還－解除の場合）

- （1）第 7 条（告知義務）（2）、第 8 条（通知義務）（2）、第 9 条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）、第 12 条（保険の対象の調査および事故予防措置）（3）または第 17 条（重大事由による解除）（1）の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- （2）第 18 条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対応した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第 24 条（事故の通知）

- （1）保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を当社に遅滞なく通知しなければなりません。
- （2）保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、保険の対象または工事現場を調査することができます。
- （3）保険契約者または被保険者は、（2）の調査前に、損害の修理またはその状態を変更してはなりません。ただし、保安上必要な場合、保険契約者または被保険者が（1）の通知を発した後、当社が 7 日以内に調査を行わない場合を除きます。
- （4）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）または（3）の規定に違反した場合もしくは（2）の調査を妨害した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 25 条（損害防止義務および損害防止費用）

- （1）保険契約者、被保険者または工事現場責任者は、第 1 条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- （2）（1）の場合において、保険契約者または被保険者が第 1 条（保険金を支払う場合）（1）の損害の発生または拡大の防止するために必要かつ有益な費用を支出したときは、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われないとき（被保険者自己負担額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除きます。なお、「被保険者自己負担額」とは、保険証券記載の被保険者自己負担額をいいます。以下同様とします。）を除き、次条の損害の額に含めます。
- （3）保険契約者、被保険者または工事現場責任者が正当な理由がなく（1）に規定する義務を履行しなかった場合は、当社は、次の算式によって算出した額を次条の損害の額とみなします。

第 1 条（保険金を支払う場合）の事故による損害の額	－	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額	=	損害の額
----------------------------	---	------------------------------	---	------

第 26 条（損害の額の算定）

- （１）当会社は、第 1 条（保険金を支払う場合）の損害保険金として支払うべき損害の額は、損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために直接要する修理費および修理に必要な点検または検査の費用（以下「復旧費」といいます。）とします。
- （２）（１）の復旧費は、請負金額（第 6 条（保険金額）（２）の場合はその加算した金額）を構成する費目ごとの積算単価・数量を基礎として算出します。
- （３）（２）の規定にかかわらず、第 3 条（保険の対象の範囲）（１）②および③の保険の対象の損害については、これらのものの保険価額（損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。以下同様とします。なお、「保険の対象の価額」とは、再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいい、その減価額は再調達価額の 90％を限度とします。ただし、十分な維持管理等が行われている場合は、再調達価額の 50％を限度とします。以下同様とします。また、「再調達価額」とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。以下同様とします。）により損害の額を算出し、保険金額の 2％相当額または 500 万円のいずれか低い額をもって限度とします。この場合において、損害が生じた保険の対象を復旧することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

$$\begin{array}{l} \text{復旧によって保険の対象の価額が} \\ \text{増加した場合は、その増加額（再} \\ \text{調達価額の 90\%を限度とします。} \\ \text{ただし、十分な維持管理等が行わ} \\ \text{れている場合は、再調達価額の} \\ \text{50\%を限度とします。）} \end{array} = \text{損害の額}$$

- （４）次に掲げる費用は、復旧費に含まないものとします。
- ① 仮修理費。ただし、当会社が、本修理の一部をなすものと認めたものは復旧費に含まます。
 - ② 模様替または改良による増加費用
 - ③ 保険の対象の損傷復旧方法の研究費用または復旧作業の休止もしくは手待ち期間の手待ち費用
- （５）損害の生じた保険の対象につき残存物がある場合は、損害が生じた地および時におけるその残存物の価額を（１）から（４）までの規定による損害の額から控除した額をもって損害の額とします。

第 27 条（保険金の支払額）

- （１）当会社が第 1 条（保険金を支払う場合）（１）の損害保険金として支払うべき額は、１回の事故につき、前条の規定による損害の額から被保険者自己負担額を差し引いた残額につき、保険金額を限度として支払保険金を支払います。
- （２）保険金額が請負金額（第 6 条（保険金額）（２）の場合はその加算した金額）より低いときは、（１）の規定にかかわらず、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、１回の事故につき、保険金額をもって限度とします。

$$\left[\begin{array}{l} \text{前条の規定に} \\ \text{よる損害の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{被保険者} \\ \text{自己負担額} \end{array} \right] \times \frac{\text{保険金額}}{\text{請負金額}} = \text{損害保険金の額}$$

第 28 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （１）他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等

がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。以下同様とします。）の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を損害保険金として、支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (2) (1) の支払責任額は、それぞれの保険契約または共済契約に被保険者自己負担額の適用がある場合には、そのうち最も低い被保険者自己負担額を差し引いた額とします。

第 29 条（残存物）

当会社が第 1 条（保険金を支払う場合）の損害保険金を支払った場合でも、当会社が、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思表示をしないかぎり、当会社に移転しません。ただし、第 26 条（損害額）（6）の規定が適用された残存物については、当会社の意思表示にかかわらず、被保険者の所有に属するものとします。

第 30 条（保険金支払後の保険契約）

当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は減額することはありません。

第 31 条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第 1 条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 損害見積書および事故現場写真
 - ③ 請負金額の内訳
 - ④ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ⑤ その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合または（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 32 条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、被保険者が前条（2）の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害

発生の有無および被保険者に該当する事実

- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（請負金額を含みます。）および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会其他法令に基づく照会を含みます。） 180 日
 - ② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90 日
 - ③ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日
 - ④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日
 - ⑤ 工事が特殊な技術、工法等により行われている場合または同一の工事現場内に所在する多数の保険の対象が同一事故で広範囲にわたる損害を被った場合等において、(1) の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180 日
- (3) (2) ①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2) ①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2) ①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1) から (3) までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) から (3) までの期間に算入しないものとします。

第 33 条（時効）

保険金請求権は、第 31 条（保険金の請求）(1) に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 34 条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合

- 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 35 条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第 36 条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 37 条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

2. 特約

(1) 被保険者に関する特約

第1条（被保険者の範囲）

本契約における被保険者とは、保険の対象にかかわる下記の工事関係者をいいます。

第2条（保険金の請求手続）

当社が前条の被保険者の損害に対して保険金を支払う場合には、保険契約者は、可能な限りその被保険者の保険金支払いの請求をとりまとめて行うものとします。

第3条（求償権の不行使）

当社が損害に対して保険金を支払う場合において、その損害について被保険者が他の被保険者に対する求償権を有する場合は、当社はその損害に対して保険金を支払うことによって代位するその求償権を行使しません。ただし、その損害が被保険者の故意または重大な過失によって生じたものである場合を除きます。

記

発注者：

請負人：

施工者：

製作者：

(2) 保険金額に関する特約（1）

第1条（保険金額）

この保険契約において、保険の対象の請負金額が確定するまでの期間においては、組立保険普通保険約款に請負金額とあるのを保険契約者または被保険者が見積った保険の対象を完成するに要する費用の合計額と読み替えます。

第2条（保険金額の変更）

保険契約者または被保険者は、保険の対象の請負金額が確定した場合は、遅滞なくその旨を当社に通知して、保険金額の変更につき承認を請求しなければなりません。

第3条（保険料の返還または請求）

前条の承認をする場合には、当社は、当社は変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(3) 保険金額に関する特約（2）

この保険契約において、組立保険普通保険約款に請負金額とあるのを保険契約者または被保険者が見積った保険の対象を完成するに要する費用の合計額と読み替えます。

(4) 責任の終期に関する特約

第1条 (保険責任の終期)

当会社の責任は、この特約により、組立保険普通保険約款第4条(保険責任の始期および終期)(2)の規定にかかわらず、保険の対象の引渡の時または試運転開始の日から下記に掲げる期間を経過した日のいずれか早い時をもって終了します。

第2条 (適用条件)

下記の装置または設備ごとに試運転が行われる場合は、その装置または設備ごとに前条の規定を適用します。

第3条 (開始日)

第1条 (保険責任の終期) の試運転開始の日は、原料投入または負荷試験開始の日とします。

記

装置または設備名	期間 (カ月)
----------	---------------

(5) 保険責任の終期に関する特約 (火力発電所)

第1条 (保険責任の終期)

当会社の責任は、この特約により、組立保険普通保険約款第4条(保険責任の始期および終期)(2)の規定にかかわらず、下記の保険の対象ごとに次のいずれか早い時をもって終了します。

- ① 保険の対象の引渡の時
- ② 下記に掲げる試運転期間を経過した日
- ③ 下記に掲げる保険の対象の引渡予定日

第2条 (適用条件)

下記の装置または設備ごとに試運転が行われる場合は、その装置または設備ごとに前条の規定を適用します。

第3条 (開始日)

第1条 (保険責任の終期) の試運転開始の日は、ボイラについては火入れ開始の日とし、蒸気タービン発電機については通気開始の日とします。

記

装置または設備名	試運転期間 (月)	引渡予定日

(6) 保険責任の終期に関する特約（水力発電所）

第1条（保険責任の終期）

当会社の保険責任は、この特約により、組立保険普通保険約款第4条（保険責任の始期および終期）（2）の規定にかかわらず、下記の保険の対象ごとに次のいずれか早い時をもって終了します。

- ① 保険の対象の引渡の時
- ② 下記に掲げる試運転期間を経過した日
- ③ 下記に掲げる保険の対象の引渡予定日

第2条（適用条件）

下記の装置または設備ごとに試運転が行われる場合は、その装置または設備ごとに前条の規定を適用します。

第3条（開始日）

第1条（保険責任の終期）の試運転開始の日は、通水開始の日とします。

記

装置または設備名	試運転期間（月）	引渡予定日

(7) 保険責任の終期に関する特約（試運転不担保）

当会社の責任は、この特約により、組立保険普通保険約款第4条（保険責任の始期および終期）（2）の規定にかかわらず、原料投入もしくは負荷試験開始の時または保険の対象の引渡のいずれか早い時をもって終了します。

(8) 保険責任の終期に関する特約（石油・石油ガスタンク）

当会社の責任は、この特約により、組立保険普通保険約款第4条（保険責任の始期および終期）（2）の規定にかかわらず、下記のタンクごとに次のいずれか早い時をもって終了します。

- ① 保険の対象の引渡の時
- ② 貯蔵物の収容開始の日から下記に掲げる期間を経過した日
- ③ 下記に掲げる保険の対象の引渡予定日

記

タンク名	貯蔵物収容期間（月）	引渡予定日

(9) 保険責任の終期に関する特約 (LPG・LNG タンク)

第1条 (保険責任の終期)

当会社の責任は、この特約により、組立保険普通保険約款第4条(保険責任の始期および終期)(2)の規定にかかわらず、下記のタンクごとに次のいずれか早い時をもって終了します。

- ① 保険の対象の引渡の時
- ② 下記に掲げる試運転期間を経過した日
- ③ 下記に掲げる保険の対象の引渡予定日

第2条 (開始日)

前条の試運転開始日は、下記のタンクごとに初めて貯蔵物 (クリーニング作業またはクールダウンのために使用される炭化水素を含みます。) が投入された日とします。

記

タンク名	貯蔵物収容期間 (月)	引渡予定日

(10) 保険責任の終期に関する特約 (タンク貯蔵物収容中不担保)

当会社の責任は、この特約により、組立保険普通保険約款第4条(保険責任の始期および終期)(2)の規定にかかわらず、下記のタンクごとに次のいずれか早い時をもって終了します。

- ① 水張試験または気密試験終了後、引渡の時
- ② 貯蔵物の収容を開始した時
- ③ 下記に掲げる貯蔵物の収容開始予定日

記

タンク名	貯蔵物の収容開始予定日

(11) 試運転に関する特約 (A)

第1条 (特則)

- (1) 当会社は、この特約により、組立保険普通保険約款 (以下「普通保険約款」といいます。) 第27条 (保険金の支払額) (1) の被保険者自己負担額を、試運転開始日以降 900 万円とします。
- (2) (1) の試運転開始日は、保険の対象である製造装置に初めて原料 (クリーニング作業または油張込作業のために使用される炭化水素を含みます。) が投入される日とします。

第2条（通知）

- （1）保険契約者または被保険者は、あらかじめ書面をもって前条の試運転開始日を当会社に通知しなければなりません。
- （2）保険契約者または被保険者が（1）の通知を怠った場合は、当会社は、通知を受領するまでの間に試運転によって生じた損害に対しては保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、第1条（特則）の試運転開始日以降の期間において、次のいずれかに該当する損害については保険金を支払いません。

- ① 改質装置（接触改質装置、接触分解装置、水素化分解装置、ナフサ分解装置、ナフサ・LPG・天然ガス改質装置をいいます。）の改質炉、分解炉および加熱炉の加熱管および反応管（ヘッダ、多岐管および連絡管を含みます。以下これらを「加熱管等」といいます。）の過熱もしくは亀裂の損害またはこれらに起因してその加熱管等に生じた損害
- ② 発熱反応器の加熱管等の過熱もしくは亀裂の損害またはこれらに起因してその加熱管等に生じた損害

第4条（保険責任の終期）

当会社の責任は、普通保険約款第4条（保険責任の始期および終期）（2）の規定にかかわらず、下記の装置については、次のいずれか早い時をもって終了します。

- ① 第1条（特則）の試運転開始日から下記の期間を経過した日
- ② 保険の対象の引渡の時
- ③ 下記に掲げる引渡予定日

記

装 置 名	試運転期間（月）	引渡予定日

（12）試運転に関する特約（B）

第1条（特則）

- （1）当会社は、この特約により、組立保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、試運転開始日以降の期間において、保険の対象について生じた火災、破裂または爆発による損害については保険金を支払いません。
- （2）当会社は、（1）の規定にかかわらず、汽器（化学工場その他における1作業設備装置の一部を構成するものを除きます。）、ボイラ、蒸気タービン、ガスタービン、蒸気機関、内燃機関、油圧機、水圧機等（これらの付属装置を含み、汽器およびボイラのうち、法令による定期検査または性能検査を必要としないものを除きます。）の破裂または爆発によりその機器に生じた損害については保険金を支払います。
- （3）（1）の試運転開始日は、保険の対象である製造装置に初めて原料（クリーニング作業または油張込作業のために使用される炭化水素を含みます。）が投入される日とします。

第2条（通知）

- （1）保険契約者または被保険者は、あらかじめ書面をもって前条の試運転開始日を当会社に通知しなければなりません。
- （2）保険契約者または被保険者が（1）の通知を怠った場合は、当会社は、通知を受領するまでの間に試運転によって生じた損害に対しては保険金を支払いません。

第3条（保険責任の終期）

当会社の責任は、普通保険約款第4条（保険責任の始期および終期）（2）の規定にかかわらず、下記の装置については、次のいずれか早い時をもって終了します。

- ① 第1条（特則）の試運転開始日から下記の期間を経過した日
- ② 保険の対象の引渡の時
- ③ 下記に掲げる引渡予定日

記

装 置 名	試運転期間（月）	引渡予定日

（13）試運転に関する特約（C）

第1条（特則）

- （1）当会社はこの特約により、組立保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第27条（保険金の支払額）（1）の被保険者自己負担額を、試運転開始日以降900万円とします。
- （2）（1）の試運転開始日は、保険の対象である製造装置に初めて原料（クリーニング作業または油張込作業のために使用される炭化水素を含みます。）が投入される日とします。

第2条（通知）

- （1）保険契約者または被保険者は、あらかじめ書面をもって前条の試運転開始日を当会社に通知しなければなりません。
- （2）保険契約者または被保険者が（1）の通知を怠ったときは、当会社は、通知を受領するまでの間に試運転によって生じた損害に対しては保険金を支払いません。

第3条（保険責任の終期）

当会社の責任は、普通保険約款第4条（保険責任の始期および終期）（2）の規定にかかわらず、下記の装置については、次のいずれか早い時をもって終了します。

- ① 第1条（特則）の試運転開始日から下記の期間を経過した日
- ② 保険の対象の引渡の時
- ③ 下記に掲げる引渡予定日

記

装 置 名	試運転期間（月）	引渡予定日

(14) 損害賠償責任補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、保険証券記載の工事現場（以下「工事現場」といいます。）における組立工事（この特約が付帯されている組立保険契約の保険の対象から除外された工事を含みません。以下同様とします。）に起因する他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。以下同様とします。）または財物の滅失、損傷もしくは汚損（以下「損壊」といいます。）につき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、被保険者が次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意に起因する賠償責任
- ② 被保険者と第三者との間に損害賠償に関し特約がある場合において、その特約によって加重された賠償責任
- ③ 被保険者が所有・使用または管理する財物の損壊につき、その財物に対し正当な権利を有する者に対し負担する賠償責任
- ④ 被保険者またはその下請負人の使用人が、その被保険者の組立工事（下請工事を含みます。）に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑤ 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う下記の事故に起因する他人の財物の損壊について負担する賠償責任
 - ア. 土地の沈下・隆起・移動・振動または土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）・落石による土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
 - イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入による地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）その収容物または土地の損壊
 - ウ. 地下水の増減
- ⑥ 航空機、船舶または自動車の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任
- ⑦ 保険の対象の引渡後にその組立工事の結果に起因する賠償責任（被保険者が、工事現場に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材は組立工事の結果とはみなしません。）
- ⑧ じんあいまたは騒音に起因する賠償責任
- ⑨ 排水または排気（煙を含みます。以下同様とします。）に起因する賠償責任。ただし、急激かつ突発的な事故による排水または排気に起因する場合を除きます。
- ⑩ 組立保険普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）（1）に掲げる事由に起因する賠償責任

第3条（支払保険金の範囲）

当会社が保険金を支払うべき損害の額は、1回の事故につき保険証券記載の保険金額を限度（以下、支払限度額といいます。）とし、次に基づいてこれを定めます。

- ① 被保険者の損害賠償請求権者に対する法律上の損害賠償金（弁済によって代位取得するものがあるときはその価額を控除したものとします。）。ただし、他人の財物損壊についての賠償額は財物の復旧に要する費用についての賠償額とします。

- ② 当社は、損害賠償責任に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用の全額を支払います。ただし、本条に規定する費用を除く損害の額が支払限度額を超えるときは、当社は、支払限度額のその損害の額に対する割合によってこれを支払います。

第4条（支払保険金の計算）

当社は、1回の事故につき、前条②の費用を除き、損害の額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。ただし、当社が支払うべき保険金の額は、前条②の費用を除き、支払限度額を限度とします。

第5条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当社に通知すること。
- ③ 次の事項を遅滞なく、書面で当社に通知すること。
 - ア、事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ 他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ⑤ 被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を講じる場合を除き、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。
- ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）について遅滞なく当社に通知すること。
- ⑧ ①から⑦までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

第6条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 前条の①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② 前条②および③または⑥から⑧の規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
 - ③ 前条④の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。）をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ 前条⑤の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条③もしくは⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（損害賠償責任解決の特則）

- （1）当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって当社の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- （2）被保険者が正当な理由がなく（1）の協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（保険金の請求）

- （1）当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これを行使用することができます。
- （2）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 賠償責任の有無およびその額を証明する書類
 - ③ 被害者の死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ④ 被害者の後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑤ 被害者の傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑦ 財物の損壊に係る事故の保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合はその領収書とします。）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）
 - ⑧ その他当社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- （3）当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （4）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合または（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の支払時期）

- （1）当社は、被保険者が前条（2）の手続きを完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経

過および内容

- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180 日
 - ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90 日
 - ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120 日
 - ④ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日
 - ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日
 - ⑥ 損害の発生事由が、過去の判例に照らして特殊な損害賠償事故である場合もしくは高度な専門技術を要する業務に起因する損害賠償事故である場合または損害が広範囲にわたり同一事故による損害賠償請求権者が多数存在する場合等において、(1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180 日
- (3) (2) ①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2) ①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2) ①から⑥までに掲げる期間中に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1) から (3) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) から (3) の期間に算入しないものとします。

第 10 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等（この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額（他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます）を限度とします。
- (3) (2) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第 11 条（代位）

- （１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- （２）（１）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- （３）保険契約者および被保険者は、当社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第 12 条（先取特権）

- （１）事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（第 3 条（支払保険金の範囲）②の費用に対する保険金請求権を除きます。以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。
- （２）当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合（被保険者が賠償した金額を限度とします。）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（１）の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合（損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。）
- （３）保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または（２）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（２）①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第 13 条（この保険が付帯された保険契約との関係）

- （１）この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- （２）この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第 14 条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第 28 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）、第 31 条（保険金の請求）、第 32 条（保険金の支払時期）および第 34 条（代位）の規定は適用しません。

第 15 条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
① 第 17 条（重大事由による解除）（2）	この保険契約	この特約
② 第 17 条（3）	第 1 条	この特約第 1 条
③ 第 33 条（時効）	第 31 条（保険金の請求）（1）に定める時	この特約第 8 条（保険金の請求）（1）に定める時

第 16 条（重大事由による解除に関する特則）

当社は、普通約款第 17 条（重大事由による解除）（4）を次のとおり読み替えてこの特約に適用します。

「（4）保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、次の損害については適用しません。

- ① （1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② （1）③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金（この特約第 1 条（保険金を支払う場合）に規定する損害賠償金をいいます。）の損害」

第 17 条（適用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

(15) 損害賠償責任補償特約に関する覚書（1）

第 1 条（保険金を支払わない場合）

当社は、この覚書により、損害賠償責任補償特約（以下「賠償特約」といいます。）第 1 条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険証券記載の工事現場の属する構内（特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても構内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。以下同様とします。）に所在する発注者または保険証券記載の被保険者の所有・使用または管理する建物、構築物、機械設備および什器・備品の滅失、損傷、もしくは汚損につき被保険者が法律上の損賠償責任を負担することによって被る損害については保険金を支払いません。

第 2 条（対象となる工事）

賠償特約第 1 条（保険金を支払う場合）の組立工事とはこの特約が付帯されている組立保険契約の保険の対象の工事（以下「その工事」といい、この特約が付帯されている組立保険契約の保険の対象から除外された工事を含みません。以下同様とします。）およびその工事に付随して行なわれる解体工事、撤去工事をいいます。

第 3 条（被保険者）

賠償特約第 2 条（保険金を支払わない場合）④にいう「被保険者またはその下請負人の使用人」とは、次の者をいいます。

- ① 保険証券記載の被保険者
- ② 被保険者の下請負人
- ③ ①および②の使用人

第4条（保険責任の始期）

その工事に付随して解体工事、撤去工事が行なわれる場合において、この特約における当会社の責任は、組立保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第4条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、これらの工事を開始した時または工事現場において輸送機関よりこの特約が付帯されている組立保険契約の保険の対象の荷卸が完了した時のいずれか早い時に始まります。

第5条（保険金の請求手続）

当会社が被保険者の損害に対して保険金を支払うべき場合には、保険契約者は、可能な限りその被保険者の保険金支払いの請求をとりまとめて行うものとします。

第6条（求償権の不行使）

当会社が保険金を支払うべき場合において、その損害について被保険者が他の被保険者に対する求償権を有する場合は、当会社はその損害に対して保険金を支払うことによって代位するその求償権を行使しません。ただし、その損害が被保険者の故意または重大な過失によって生じたものである場合を除きます。

第7条（準用規定）

この覚書に規定しない事項については、この覚書に反しないかぎり、普通保険約款および賠償特約の規定を準用します。

(16) 損害賠償責任補償特約に関する覚書（2）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この覚書により、損害賠償責任補償特約（以下「賠償特約」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約が付帯されている組立保険契約に「構内所在物件に関する特約」（以下「構内所在物件特約」といいます。）が付帯されている場合、構内所在物件特約で支払われる損害につき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害については保険金を支払いません。

第2条（対象となる工事）

賠償特約第1条（保険金を支払う場合）の組立工事とはこの特約が付帯されている組立保険契約の保険の対象の工事（以下「その工事」といい、この特約が付帯されている組立保険契約の保険の対象から除外された工事を含みません。以下同様とします。）およびその工事に付随して行なわれる解体工事、撤去工事をいいます。

第3条（被保険者）

賠償特約第2条（保険金を支払わない場合）④にいう「被保険者またはその下請負人の使用人」とは、次の者をいいます。

- ① 保険証券記載の被保険者

- ② 被保険者の下請負人
- ③ ①および②の使用人

第4条（保険責任の始期）

その工事に付随して解体工事、撤去工事が行なわれる場合において、この特約における当会社の責任は、組立保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第4条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、これらの工事を開始した時または工事現場において輸送機関よりこの特約が付帯されている組立保険契約の保険の対象の荷卸が完了した時のいずれか早い時に始まります。

第5条（保険金の請求手続）

当会社が被保険者の損害に対して保険金を支払うべき場合には、保険契約者は、可能な限りその被保険者の保険金支払いの請求をとりまとめて行うものとします。

第6条（求償権の不行使）

当会社が保険金を支払うべき場合において、その損害について被保険者が他の被保険者に対する求償権を有する場合は、当会社はその損害に対して保険金を支払うことによって代位するその求償権を行使しない。ただし、その損害が被保険者の故意または重大な過失によって生じたものである場合を除きます。

第7条（準用規定）

この覚書に規定しない事項については、この覚書に反しないかぎり、普通保険約款および賠償特約の規定を準用します。

（17）コンピュータ機器の日付認識に起因する損害不担保特約A

第1条（用語の定義）

当会社は、この特約においてコンピュータ機器を次のとおり定義します。

コンピュータ機器とは、契約者または被保険者が所有、使用または管理するハードウェア、ソフトウェア、集積回路、チップ、データ、プログラム、コンピュータネットワーク、その他情報機器または情報システムおよびこれらに類似するすべての機器をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとにかく、この特約が付帯された組立保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および普通保険約款に付帯された特別約款または特約に規定する免責のほか、次のいずれかの事由に起因して発生した損害または損失に対しても、保険金を支払いません。

- ① コンピュータ機器が日付等（年月日、週、曜日、時刻等をいいます。）を正しく認識できないことが原因で生じた誤作動および機能停止
- ② ①に掲げる年月日または時刻の変更にともなって発生する可能性のある誤作動および機能停止を防止するために被保険者によってなされた、または、被保険者のためになされたコンピュータ機器に対するあらゆる作業（助言、プログラミング、修正、修理、保守、試行等）

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項に付いては、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

（18）被保険者自己負担額に関する特約（対物賠償）

他人の財物損壊について当会社が保険金を支払うべき額は、この特約により、1回の事故につき損害賠償責任補償特約第3条（支払保険金の範囲）①に定める賠償額から保険証券記載の被保険者自己負担額を差し引いた残額とします。

（19）構内所在物件に関する特約（一般）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、保険証券記載の工事現場（以下「工事現場」といいます。）におけるこの特約が付帯されている組立保険契約の保険の対象の工事（以下「その工事」といい、この特約が付帯されている組立保険契約の保険の対象から除外された工事を含みません。以下同様とします。）またはその工事に付随して行われる解体工事、撤去工事に起因して、工事現場の属する構内（特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても構内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。以下同様とします。）（以下「構内」といいます。）に所在する発注者または保険証券記載の被保険者の所有・使用または管理する建物、構築物、機械設備および什器・備品（以下「所在物件」といいます。）に生じた損害に対しては保険金を支払います。

第2条（構内所在物件の範囲）

次に掲げるものは所在物件に含まないものとします。ただし、次のいずれかに規定する工事の目的物の一部または全部が引渡された場合、その部分は引渡された時から所在物件に含まれるものとします。

- ① その工事の目的物およびこれを完成するために使用される物
- ② その工事に付随して行われる解体工事、撤去工事の目的物およびこれらの工事に使用される物
- ③ その工事から除外された工事および構内で行われる他の工事ならびにこれらの工事に使用されるもの

第3条（保険責任の始期）

その工事に付随して解体工事、撤去工事が行われる場合において、この特約における当会社の責任は、組立保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第4条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、これらの工事を開始した時または工事現場において輸送機関よりこの特約が付帯されている組立保険契約の保険の対象の荷卸が完了した時のいずれか早い時に始まります。

第4条（損害の額の算定）

- （1）当会社は、普通保険約款第26条（損害の額の算定）により計算された復旧に要する費用が所在物件の新調達価額（保険の対象と同種・同能力の新規の機械・設備の価額をいい、輸送費、組立費および必要があれば関税も含みます。以下同様とします。）から使用による減価（新調達価額の

90%を限度とします。ただし、十分な維持管理等が行われている場合は、その保険の対象の新調価額の50%を限度とします。)を控除した価額を超価する場合は、その価額をもって損害の額とします。

(2)(1)の損害の額は損害を被ったその所在物件ごとに算出します。

(3)当会社は普通保険約款第27条(保険金の支払額)の規定にかかわらず、1回の事故につき、この特約の損害の額から保険証券記載の被保険者自己負担額を差し引いた残額につき、保険証券記載の保険金額を限度として損害保険金を支払います。

第5条(保険金の請求手続)

当会社が被保険者の損害に対して保険金を支払うべき場合には、保険契約者は、可能なかぎりその被保険者の保険金支払いの請求をとりまとめて行うものとします。

第6条(求償権の不行使)

当会社が保険金を支払うべき場合において、その損害について被保険者が他の被保険者に対する求償権を有する場合は、当会社はその損害に対して保険金を支払うことによって代位するその求償権を行使しません。ただし、その損害が被保険者の故意または重大な過失によって生じたものである場合を除きます。

第7条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(20) 構内所在物件に関する特約(建物内・外装工事またはビル付帯設備工事)

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、保険証券記載の工事現場(以下「工事現場」といいます。)におけるこの特約が付帯されている組立保険契約の保険の対象の工事(以下「その工事」といい、この特約が付帯されている組立保険契約の保険の対象から除外された工事を含まません。以下同様とします。)またはその工事に付随して行われる解体工事、撤去工事に起因して工事現場の属する構内(特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても構内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。以下同様とします。) (以下「構内」といいます。)に所在する発注者または保険証券記載の被保険者の所有・使用または管理する建物、構築物、機械設備、什器・備品、家財、商品・製品およびその他の財物(以下「所在物件」といいます。)に生じた損害について保険金を支払います。

第2条(構内所在物件の範囲)

次に掲げるものは所在物件に含まないものとします。ただし、次に規定する工事の目的物の一部または全部が引渡された場合、その部分は引渡された時から所在物件に含まれるものとします。

- ① その工事の目的物およびこれを完成するために使用されるもの
- ② その工事に付随して行われる解体工事、撤去工事に使用される物
- ③ その工事から除外された工事および構内で行われる他の工事ならびにこれらの工事に使用されるもの

第3条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は次のいずれかの物に生じた損害については、保険金を支払いません。

- ① 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）、航空機、船舶もしくは水上運搬用具、機関車、その他の車両
- ② 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券およびその他これらに準ずる物
- ③ 動植物
- ④ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超える物

（2）当会社は、次のいずれかの事由による損害については、保険金を支払いません。

- ① 冷凍（冷蔵・保冷）装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって起こった温度変化または湿度変化
- ② 盗難、紛失、詐欺または横領

第4条（保険責任の始期）

その工事に付随して解体工事、撤去工事が行われる場合において、この特約における当会社の責任は、組立保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第4条（保険責任の始期および終期）

（1）の規定にかかわらず、これらの工事を開始した時または工事現場において輸送機関よりこの特約が付帯されている組立保険契約の保険の対象の荷卸が完了した時のいずれか早い時に始まります。

第5条（損害の額の算定）

（1）当会社は、普通保険約款第26条（損害の額の算定）により計算された復旧に要する費用が所在物件の新調達価額（保険の対象と同種・同能力の新規の機械・設備の価額をいい、輸送費、組立費および必要があれば関税についても含みます。以下同様とします。）から使用による減価（新調達価額の90%を限度とします。ただし、十分な維持管理等が行われている場合は、その保険の対象の新調達価額の50%を限度とします。）を控除した価額を超価するときは、その価額をもって損害の額とします。

（2）（1）の損害の額は損害を被ったその所在物件ごとに算出します。

（3）当会社は普通保険約款第27条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、1回の事故につきこの特約の損害の額から保険証券記載の被保険者自己負担額を差し引いた残額につき、保険証券記載の保険金額を限度として損害保険金を支払います。

第6条（保険金の請求手続）

当会社が被保険者の損害について保険金を支払うべき場合には、保険契約者は、可能なかぎりその被保険者の保険金支払いの請求をとりまとめて行うものとします。

第7条（求償権の不行使）

当会社が保険金を支払うべき場合において、その損害について被保険者が他の被保険者に対する求償権を有する場合は、当会社はその損害に対して保険金を支払うことによって代位するその求償権を行使しません。ただし、その損害が被保険者の故意または重大な過失によって生じたものである場合は除きます。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(21) 仮設物に関する特約

当会社は、この特約により、組立保険普通保険約款（以下「普通保険約款」という。）第 26 条（損害の額の算定）（3）の規定にかかわらず普通保険約款第 3 条（保険の対象の範囲）（1）②および③の保険の対象の損害額については、これらのものの時価により損害額を算出し 万円を限度とします。

(22) 工事用機械・工事用仮設備に関する特約

第 1 条（保険の対象の範囲）

この特約にいう保険の対象とは、組立保険普通保険約款（以下「普通保険約款」という。）第 3 条（保険の対象の範囲）（2）①の規定にかかわらず、保険証券記載の工事現場に所在する保険証券添付の工事用機械・工事用仮設備明細書に記載のものをいいます。

第 2 条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第 1 条（保険金を支払う場合）の規定に従い、明細書記載の保険期間中に証券記載の工事現場において、不測かつ突発的な事故によって、前条に規定する保険の対象に生じた損害に対して保険金を支払います。

第 3 条（保険金額）

- （1）この特約の保険金額は、普通保険約款第 6 条（保険金額）（1）の規定にかかわらず、保険の対象と同種・同能力の新規の機械・設備の価額（輸送費、組立費および必要があれば関税を含みます。以下「新調達価額」といいます。）であることを要します。
- （2）（1）の保険金額は、その機械・設備ごとに定めます。

第 4 条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第 2 条（保険金を支払わない場合）に掲げる損害のほか、次に掲げる損害については保険金を支払いません。

- ① 保険期間開始前に、既に保険の対象に存在し、かつ保険契約者、被保険者または工事現場責任者が知っていた欠陥に起因する損害
- ② 保険の対象の電気的および機械的事故に起因してその機械・設備に直接生じた損害
- ③ タイヤ（チューブを含みます。）、ベルト、ワイヤロープ、チェーンおよびその他の消耗品に生じた損害。ただし、同一事故により保険の対象の他の部分と同時に被った損害については除きます。

第 5 条（損害の額の算定）

- （1）当会社は、普通保険約款第 26 条（損害の額の算定）（1）および（4）により計算された損害の額が保険の対象の新調達価額から使用による減価（再調達価額の 90%を限度とします。ただし、十分な維持管理等が行われている場合は、再調達価額の 50%を限度とします。）および残存物の価額を控除した価額を超過する場合は、その価額をもって損害の額とします。
- （2）（1）の損害の額は損害を被ったその機械・設備ごとに算出します。

第6条（保険金の支払額）

- （1）当会社が支払うべき損害の額は、1回の事故につき、普通保険約款第26条（損害の額の算定）（1）および（4）ならびに前条により計算された損害の額から、明細書記載の被保険者自己負担額を差し引いた残額につき、保険金を支払います。
- （2）（1）の場合において、保険金額が新調達価額に不足する場合は、不足する割合により（1）の損害保険金の額を削減します。

第7条（支払限度額）

普通保険約款第30条（保険金支払後の保険契約）の規定にかかわらず、当会社が保険金を支払うべき損害の額は、その機械・設備ごとに、通算して、第3条（保険金額）に規定する保険金額をもって限度とします。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

（23）触媒に関する特約

第1条（保険の対象の範囲）

当社は、この特約により、組立保険普通保険約款第3条（保険の対象の範囲）（2）④の規定にかかわらず、下記に記載の触媒については保険の対象に含めます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、触媒以外の保険の対象について保険金を支払うべき損害が生じたことによって触媒に損害が生じた場合にかぎり、触媒の損害について保険金を支払います。

第3条（支払限度額）

当会社が触媒について支払うべき保険金の額は、1回の事故ごとに 円をもって限度とします。

記

触媒名	装置名	数量	価額

（24）荷卸危険補償特約

次に掲げる保険の対象についての当会社の責任は、この特約により、組立保険普通保険約款第4条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、工事現場において輸送機関より保険の対象の荷卸作業を開始した時をもって始まるものとします。

保険の対象：

(25) 解体工事危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、保険証券記載の解体工事現場において、保険の対象の解体工事中に不測かつ突発的な事故により、保険の対象につき生じた損害に対して保険金を支払います。

第2条（保険の対象）

この特約における保険の対象は、組立保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（保険の対象の範囲）（1）の規定にかかわらず、次に掲げる物とします。

- ① 解体工事の目的物のうち再組立または再使用される古品の機械、機械設備または装置（以下「古品機械」といいます。）
- ② 仮枠、足場、電器配線、配管、電話・伝令設備、照明設備その他の工事用仮設物
- ③ 現場事務所、宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容の什器・備品

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる「保険金を支払わない損害」のほか、解体工事着手前に既に存在していた瑕疵、欠陥、劣化、摩滅、腐食、または浸食に起因して生じたその古品機械の損害についても保険金を支払いません。

第4条（保険責任の始期および終期）

この特約における当会社の責任は、保険の対象の解体工事に着手した時に始まり、輸送機関への積込を開始した時に終了します。ただし、同一工事構内での移設工事の場合には、再組立工事現場において輸送機関からの荷卸しが完了した時に終了します。

第5条（保険金額）

この特約における保険金額は、普通保険約款第6条（保険金額）（1）の規定にかかわらず、保険の対象である古品機械と同種、同能力の新規の機械、機械設備または装置を完成するに要する価額（以下「新調達価額」といいます。）に換算して定めます。

第6条（損害の額の算定）

- （1）この特約における損害の額は、損害を受けた保険の対象を再組立または再使用するために必要な状態に復旧するに要する費用とします。
- （2）（1）の費用が、損害発生の際における保険の対象の新調達価額から使用による減価（新調達価額の90%を限度とします。ただし、十分な維持管理等が行われている場合は、その保険の対象の新調達価額の50%を限度とします。）を控除した価額を超える場合は、その額をもって損害の額とします。
- （3）（1）および（2）において、事故の発生によって支出を免れた費用がある場合は、これを控除します。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款を準用します。

(26) 工場構内における製作・組立危険補償に関する特約

第1条（読み替え規定）

この特約により、組立保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の「工事現場」を「工場構内」、「請負契約金額」および「請負金額」を「工場出荷時の価額」とそれぞれ読み替えます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- （1）普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）（3）の保険の対象の設計、材質または製作の欠陥を除去するための費用には、保険の対象について行われる切断、穿孔、研磨、溶接等の工作または加工の作業中に、その作業の誤りにより、保険の対象に欠陥が生じた場合、それらの欠陥を除去するための費用が含まれるものとし、これらについては保険金を支払いません。
- （2）当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）③の規定にかかわらず、発注者またはコンサルティングエンジニアより提供された材料・部品または指定された設計の欠陥に起因して生じた損害については保険金を支払いません。

第3条（保険の対象）

この保険契約における保険の対象は、普通保険約款第3条（保険の対象の範囲）（1）の規定にかかわらず、工事の目的物およびその材料に限ります。

第4条（保険責任の始期および終期）

- （1）当会社の責任は、普通保険約款第4条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、保険の対象のうち在庫品については、その工事の目的物の材料として確定した時に始まります。
- （2）当会社の責任は、普通保険約款第4条（保険責任の始期および終期）（2）の規定にかかわらず、保険期間中であっても、保険の対象の輸送機関への積込み作業を開始した時に終わります。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(27) 地震危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）（1）⑤の規定にかかわらず、地震（津波を含みます。）に起因する事故によって、保険の対象に生じた損害に対して保険金を支払います。

第2条（2以上の地震の取扱）

普通約款第15条（保険金の支払額）の適用について、保険期間中の72時間以内に生じた事故は、1回の事故とみなします。

第3条（普通保険約款および付帯される他の特約の読み替え）

この特約については、普通約款第32条（保険金の支払時期）（2）の規定を次のとおり読み替えます。

「(2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金をお支払します。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①から④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤の事項の確認のための調査 60日
- ④ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都圏直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤の事項の確認のための調査 365日
- ⑤ (1)の①から⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- ⑥ 工事が特殊な技術、工法等により行われている場合または同一の工事現場内に所在する多数の保険の対象が同一事故で広範囲にわたる損害を被った場合等において、(1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日

(注1)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。」

(28) 地震損害縮小てん補特約

当社がこの保険契約に付された地震危険補償特約によって、てん補すべき損害の額は、この特約により、組立保険普通保険約款第27条(保険金の支払額)の規定によって算出した損害てん補額に30%を乗じて得た額とします。

(29) 試運転期間中の地震火災危険不担保特約

当社は、この特約により、地震危険補償特約第1条(保険金支払う場合)の規定にかかわらず、試運転に関する特約(B)第1条(特則)(3)に規定する試運転開始日以降の期間において、保険の対象について生じた火災・破裂および爆発による損害に対しては保険金を支払いません。

(30) 残存物の解体および取片付費用補償特約

当社は、この特約により、保険の対象である工事の目的物の残存物の解体および取片付費用を保

険証券記載の金額を限度として、組立保険普通保険約款第 26 条（損害の額の算定）に規定する損害額に算入します。

(31) 特別費用補償特約

当会社は、この特約により、急行貨物割増運賃（航空貨物運賃を除きます。）、残業・休日勤務および夜間勤務による割増賃金を組立保険普通保険約款第 26 条（損害の額の算定）（１）に規定する復旧費に算入します。

(32) 航空貨物運賃補償特約

第 1 条（保険の対象の範囲）

当会社は、この特約により、組立保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第 26 条（損害の額の算定）（２）の規定にかかわらず普通保険約款第 3 条（保険の対象の範囲）（１）①に掲げる保険の対象について生じた航空貨物輸送運賃を次条の規定に基づき普通保険約款第 26 条（１）に規定する復旧費に算入します。

第 2 条（損害の額の算出）

前条の規定に基づき、復旧費に算入される額はその航空貨物輸送運賃からその 20%相当額を控除した額とします。ただし、1 回の事故につき 円を限度とし、いかなる場合も保険期間中の総算入額は 円を超えないものとします。

(33) 設計・材質または製作の欠陥不担保特約

当会社は、この特約により、組立保険普通保険約款第 1 条（保険金を支払う場合）③の規定にかかわらず、保険の対象の設計・材質または製作の欠陥による事故によりその機器に生じた損害に対しては保険金を支払いません。

(34) 縮小てん補特約

当会社が保険金を支払うべき額は、この特約により、組立保険普通保険約款第 27 条（保険金の支払額）の規定によって算定した損害保険金の額に保険証券記載の約定てん補割合を乗じた額とします。

(35) 古品機械に関する特約（試運転不担保）

第 1 条（保険金額）

この保険契約における保険金額は、組立保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第 6 条（保険金額）（１）の規定にかかわらず、保険の対象である工事の目的物に含まれる古品の機械、機械設備または装置（以下「古品機械」といいます。）の価額を古品機械と同種、同能力の新規の機械、機械設備または装置を完成するに要する価額（以下「新調達価額」といいます。）に換算して定めます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、保険期間開始前に既に古品機械に存在していた瑕疵^{かし}、欠陥、劣化、摩滅、腐食または浸食に起因して、その古品機械に生じた損害については保険金を支払いません。

第3条（保険責任の終期）

古品機械についての当会社の責任は、普通保険約款第4条（保険責任の始期および終期）（2）の規定にかかわらず、試運転または負荷試験開始の時に終わります。

第4条（損額の額の算定）

古品機械が完全に破壊された場合、または普通保険約款第26条（損害の額の算定）により計算された復旧に要する費用が古品機械の新調達価額から使用による減価（新調達価額の90%を限度とします。ただし、十分な維持管理等が行われている場合は、その保険の対象の新調達価額の50%を限度とします。）を控除した価額を超過する場合は、その価額をもって損害の額とします。

第5条（保険金の支払額）

普通保険約款第27条（保険金の支払額）（2）の規定にかかわらず、保険金額が第1条（保険金額）に定める額に不足する場合は、その不足する割合により普通保険約款第27条（1）の保険金の額を削減します。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款を準用します。

(36) 古品機械に関する特約（試運転補償）

第1条（保険金額）

この保険契約における保険金額は、組立保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第6条（保険金額）（1）の規定にかかわらず、保険の対象である工事の目的物に含まれる古品の機械、機械設備または装置（以下「古品機械」といいます。）の価額を古品機械と同種、同能力の新規の機械、機械設備または装置を完成するに要する価額（以下「新調達価額」といいます。）に換算して定めます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、保険期間開始前に既に古品機械に存在していた瑕疵^{かし}、欠陥、劣化、摩滅、腐食または浸食に起因して、その古品機械に生じた損害については保険金を支払いません。

第3条（損害の額の算定）

古品機械が完全に破壊された場合、または普通保険約款第26条（損害の額の算定）により計算された復旧に要する費用が古品機械の新調達価額から使用による減価（新調達価額の90%を限度とします。ただし、十分な維持管理等が行われている場合は、その保険の対象の新調達価額の50%を限度とします。）を控除した価額を超過する場合は、その価額をもって損害の額とします。

第4条（保険金の支払額）

普通保険約款第27条（保険金の支払額）（2）の規定にかかわらず、保険金額が第1条（保険金額）に定める額に不足する場合は、その不足する割合により普通保険約款第27条（1）の保険金の額を

削減します。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款を準用します。

(37) タンクの補修・改修工事に関する特約（1）

第1条（保険金額）

この保険契約における保険金額は、組立保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）

第6条（保険金額）（1）の規定にかかわらず保険の対象である既存のタンクと同種同能力のタンクを新規に完成するに要する価額（以下「新調達価額」といいます。）とします。ただし、改造工事の場合の保険金額は、改造後のタンクの新調達価額とします。

第2条（保険責任の始期および終期）

- （1）当会社の責任は、保険の対象である既存のタンクについては、普通保険約款第4条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、補修・改修工事に着手した時に始まります。
- （2）当会社の責任は、普通保険約款第4条（保険責任の始期および終期）（2）の規定にかかわらず、次のいずれかの早い時をもって終わります。
- ① 水張試験または気密試験終了後、引渡の時
 - ② 貯蔵物の収容を開始した時
 - ③ 下記に掲げる貯蔵物の収容開始予定日

記

タンク名	貯蔵物の収容開始予定日

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する損害については保険金を支払いません。

- ① 保険期間開始前に既に保険の対象である既存のタンクに存在していた瑕疵^{かし}、欠陥、劣化、摩減、腐食または浸食に起因してそのタンクに生じた損害
- ② 補修・改修工事の際に生ずるその工事に再使用しないものに生じた損害

第4条（損害の額の算出）

- （1）当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、普通保険約款第26条（損害の額の算定）の復旧費の計算は、同条（2）の「請負金額」を「新調達価額」と読み替えて行います。
- （2）保険の対象が完全に破壊された場合、または普通保険約款第26条（損害の額の算定）により計算された復旧費が保険の対象の新調達価額から使用による減価（新調達価額の90%を限度とします。ただし、十分な維持管理等が行われている場合は、その保険の対象の新調達価額の50%を限度とします。）を控除した価額を超過する場合は、その価額をもって損害の額とします。

第5条（保険金の削減）

この保険契約における保険金額が第1条（保険金額）に定める額に不足する場合は、その不足する割合により、普通保険約款第27条（保険金の支払額）（1）の保険金の額を削減します。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款を準用します。

(38) タンクの補修・改修工事に関する特約（2）

第1条（保険の対象）

この保険契約における保険の対象は、補修・改修工事を行うタンクのうち下記に掲げる部分とします。

ただし、次のものは、保険の対象に含みません。

--

第2条（保険金額）

この保険契約における保険金額は、組立保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）

第6条（保険金額）（1）の規定にかかわらず、保険の対象となる部分を新規に完成するに要する価額（以下「新調達価額」といいます。）とします。

第3条（保険責任の始期および終期）

- （1）当会社の責任は、保険の対象である既存の部分については、普通保険約款第4条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、補修・改修工事に着手した時に始まります。
- （2）当会社の責任は普通約保険款第4条（保険責任の始期および終期）（2）の規定にかかわらず、次のいずれか早い時をもって終わります。
- ① 水張試験または気密試験終了後、引渡の時
 - ② 貯蔵物の収容を開始した時
 - ③ 下記に掲げる貯蔵物の収容開始予定日

記

タンク名	貯蔵物の収容開始予定日

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、次の損害については保険金を支払いません。

- ① 保険期間開始前に既に保険の対象である既存の部分に存在していた^{かし}瑕疵、欠陥、摩滅、腐食または浸食に起因してその保険の対象に生じた損害
- ② 補修・改修工事の際に生ずるその工事に再使用しないものに生じた損害

第5条（損害の額の算定）

- （１）当会社が保険金を支払うべき損害が生じた場合において、普通保険約款第26条（損害の額の算定）の復旧費の計算は、同条（２）の「請負金額」を「新調達価額」と読み替えて行います。
- （２）保険の対象が完全に破壊された場合、または普通保険約款第26条（損害の額の算定）により計算された復旧費が保険の対象の新調達価額から使用による減価（新調達価額の90%を限度とします。ただし、十分な維持管理等が行われている場合は、その保険の対象の新調達価額の50%を限度とします。）を控除した価額を超過する場合は、その価額をもって損害の額とします。

第6条（保険金の削減）

この保険契約における保険金額が第2条（保険金額）に定める額に不足する場合は、その不足する割合により、普通保険約款第27条（保険金の支払額）（１）の保険金の額を削減します。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款を準用します。

（39）クリーニング作業に関する特約

当社は、この特約により組立保険普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険の対象であるそのタンクのクリーニング作業期間中において保険の対象に生じた火災・破裂および爆発による損害については保険金を支払いません。

（40）桟橋工に関する特約

当社は、この特約により、組立保険普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に定める損害のほか、桟橋工事における次のいずれかに該当する損害に対しては保険金を支払いません。

- ① 桟橋の沈下によって生じた損害（桟橋上に組立てられる機械、機械設備、装置または鋼構造物に生じた損害を除きます。）
- ② 鋼矢板・H型钢・鋼管・P C杭、ケーシング等の打込みまたは引抜きの際に生じたこれらの曲損・破損・傾斜もしくは引抜き不能の損害
- ③ 浚渫部分に生じた埋没または隆起の損害
- ④ 捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類するものの洗掘、沈下または移動によって生じた損害

（41）土木工に関する特約

第1条（定義）

この特約における土木工事とは、保険証券記載の工事に含まれる土木工事をいい、これに付随する次の仮工事を含みます。

- | | | |
|--------|--------|---------|
| ① 支保工 | ⑥ 仮桟橋 | ⑪ 工事用道路 |
| ② 型枠工 | ⑦ 土留工 | ⑫ 工事用軌道 |
| ③ 支持枠工 | ⑧ 締切工 | ⑬ 仮護岸 |
| ④ 足場工 | ⑨ 路面覆工 | ⑭ 仮排水路 |

- ⑤ 仮 橋 ⑩ 防護工 ⑮ 土取場、土捨場

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、組立保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）に定める保険金を支払わない損害のほか、保険の対象である土木工事について生じた次の損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 土木工事の設計の欠陥に起因する損害
- ② 土木工事の施工・材質または製作の欠陥の修理・取替・補強に要した費用またはその他の追加費用。ただし、これらの欠陥によって土木工事の他の部分について生じた損害は除きます。
- ③ 寒気、霜、氷または雪によって生じた損害
- ④ 鋼矢板、H型鋼、鋼管、P C杭、ケーシングまたはこれらに類するものの打込みまたは引抜きの際にこれらに生じた曲損、破損、傾斜もしくは引抜き不能の損害
- ⑤ 掘削工事に伴う余掘り、または肌落ちの損害
- ⑥ 湧水（土砂水を含みます）の止水または排出費用
- ⑦ 土砂の圧密沈下のために追加して行った埋立・盛土または整地工事の費用
- ⑧ 浚渫部分に生じた埋没または隆起の損害
- ⑨ 捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類するものの洗掘、沈下または移動によって生じた損害

第3条（損害の額の算定）

普通保険約款第25条（損害防止義務および損害防止費用）（1）に規定する損害の発生および拡大の防止のために要した費用のうち、土木工事の損害に関して要した費用については、普通保険約款第26条（損害の額の算定）の損害の額に加算されないものとします。

第4条（支払限度額）

当会社は、普通保険約款第26条（損害の額の算定）（2）の規定にかかわらず、土木工事に付随する仮工事およびその材料の損害については、これらのものの時価により損害の額を算出し、同条（3）に規定する損害の額と合算し、保険金額の2%相当または500万円のいずれか低い額をもって限度とします。

第5条（保険金の支払額）

当会社は、第1条（定義）に規定する保険の対象については、普通保険約款第27条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、1回の事故につき、普通保険約款第26条（損害の額の算定）に規定する損害の額から保険証券記載の被保険者自己負担額を差引いた残額につき、保険証券記載の支払限度額を限度として、保険金を支払います。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり普通保険約款を準用します。

（42）特定台風危険不担保特約

当会社は、この特約により、組立保険普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、台風第 号に起因する事故によって保険の対象に生じた損害に対しては保険金を支払いません。

(43) メンテナンス期間に関する特約（ビジット・メンテナンス）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約により、組立保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、メンテナンス期間中については、被保険者（「発注者」を除きます。以下同様とします。）が工事の請負契約書に従って行う修補作業の拙劣または過失による不測かつ突発的な事故によって引渡し完了した保険の対象について生じた損害にかぎり、保険金を支払います。
- (2) (1) の「メンテナンス期間」は、下記の期間とし、保険の対象の引渡しの時から12ヵ月を超えないものとします。

記

メンテナンス期間： 年 月 日から
 年 月 日まで

第2条（保険金を支払わない場合）

前条の規定にかかわらず、当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）およびこの保険契約に付された特約に定める保険金を支払わない損害のほか、被保険者が法律上または工事の請負契約上発注者に対し自己の費用で復旧すべき責を負わない損害について、保険金を支払いません。

第3条（自己負担額）

この特約にかかわる被保険者自己負担額は、損害額の20%または 円いずれか高い額とします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(44) メンテナンス期間に関する特約（リミテッド・メンテナンス）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約により、組立保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、メンテナンス期間中については、不測かつ突発的な次のいずれかの事故によって引渡し完了した保険の対象（以下「保険の対象」といいます。）について生じた損害にかぎり、保険金を支払います。
- ① 被保険者（「発注者」を除きます。以下同様とします。）が工事の請負契約書に従って行う修補作業の拙劣または過失による事故
 - ② 保険の対象についてその引渡し前の工事期間中に工事現場において発生した組立作業（試運転および負荷試験を含みます。以下同様とします。）の欠陥による事故
- (2) (1) の「メンテナンス期間」は、下記の期間とし、保険の対象の引渡しの時から12ヵ月を超えないものとします。

記

メンテナンス期間： 年 月 日から
 年 月 日まで

第2条（保険金を支払わない場合）

前条の規定にかかわらず、当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）およびこの保険契約に付された特約に定める保険金を支払わない損害のほか、次のいずれかに該当する損害または費用については保険金を支払いません。

- ① 被保険者が、法律上または工事の請負契約上発注者に対し自己の費用で復旧すべき責めを負わない損害
- ② 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が事故発生前に既に知り、もしくは重大な過失により知らなかった保険の対象の組立作業の欠陥に起因する事故によって生じた損害

第3条（自己負担額）

この特約にかかわる被保険者自己負担額は、損害額の20%または 円のいずれか高い額とします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

（45）メンテナンス期間に関する特約（フル・メンテナンス）

第1条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、この特約により、組立保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、メンテナンス期間中については、不測かつ突発的な次のいずれかの事故によって引渡しの完了した保険の対象（以下「保険の対象」といいます。）について生じた損害にかぎり、保険金を支払います。

- ① 被保険者（「発注者」を除きます。以下同様とします。）が工事の請負契約書に従って行う修補作業の拙劣または過失による事故
- ② 保険の対象についてその引渡し前の工事期間中に工事現場において発生した組立作業（試運転および負荷試験を含みます。以下同様とします。）の欠陥による事故
- ③ 保険の対象の設計、材質または工場製作の欠陥による事故

- （2）（1）の「メンテナンス期間」は、下記の期間とし、保険の対象の引渡し時から12ヵ月を超えないものとします。

記

メンテナンス期間： 年 月 日から
 年 月 日まで

第2条（保険金を支払わない場合）

- （1）前条の規定にかかわらず、当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）およびこ

の保険契約に付された特約に定める保険金を支払わない損害のほか、次のいずれかに該当する損害または費用については保険金を支払いません。

- ① 被保険者が、法律上または工事の請負契約上発注者に対し自己の費用で復旧すべき責めを負わない損害
 - ② 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が事故発生前に既に知り、もしくは重大な過失により知らなかった保険の対象の組立作業の欠陥に起因する事故によって生じた損害
 - ③ 前条（２）に定めるメンテナンス期間終了後 30 日以内に普通保険約款第 24 条（１）に定める通知が行われなかった損害
- （２）当会社は、次のいずれかの事由によって生じた損害（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。）については保険金を支払いません。
- ① 第 1 条（保険金を支払う場合）（１）③によって生じた火災または爆発による事故
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 風災（台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。）、高潮、洪水、^{はんらん}氾濫、落雷、冷害、氷害またはこれらに類似の自然変象
- （３）当会社は、この特約で支払うべき損害が生じた場合、その損害が生じた機械、機械設備または装置（以下「機器」といいます。）およびこれと同種、同能力の機器について、その損害の発生日以降、同一の欠陥に起因する事故によって生じた損害については保険金を支払いません。

第 3 条（自己負担額）

この特約にかかわる被保険者自己負担額は、損害額の 20%または 円のいずれか高い額とします。

第 4 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

（46）保険料分割払特約

第 1 条（保険料分割払の承認）

当会社は、この特約に従い、保険契約者がこの保険契約の年額保険料（この保険契約に定められた総保険料をいいます。）を保険証券記載の回数および金額に分割（分割した額を以下「分割保険料」といいます。）して払込むことを承認します。

第 2 条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第 1 回分割保険料を払込み、第 2 回目以降の分割保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払込まなければなりません。

第 3 条（保険料領収前の損害）

保険証券記載の保険期間が始まった後でも、当会社は前条の第 1 回分割保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。

第 4 条（分割保険料不払の場合の免責）

保険契約者が第 2 回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払込むべき払込期日の属する月

の翌月末日を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日後に生じた事故については、保険金を支払いません。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第8条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) (1) の追加保険料が、組立工事保険普通保険約款第9条（以下、「普通約款」といいます。）（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1) または (2) の規定に基づく追加保険料の場合で、保険契約者がその追加保険料の払込みを怠ったとき（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) (3) の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した普通約款第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
- (5) 普通約款第9条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者が追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款および特約に従い、保険金を支払います。

第6条（保険金支払の場合の保険料払込み）

保険料の全額の払込みを完了する前に、保険金の支払により、この保険契約に適用される普通約款の規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払を受ける以前に未払込分割保険料の全額を一時に払込まなければなりません。

第7条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当会社は、次の場合には、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日の属する月の翌月末日を経過した後も、その払込期日に払込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（払込期日までにその払い込まれるべき保険料の払込みがなかった払込期日の翌月の払込期日をいいます。以下同様とします。）において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2) (1) の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約の解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向ってのみ生じます。
 - ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払込むべき払込期日
 - ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日
- (3) (1) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、既に払い込まれた保険料から、既経過期間に対して計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第8条（保険料の返還または請求）

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款

の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、保険料を返還または請求します。

(47) 組立保険総括契約に関する特約

(以下「甲」といいます。)と大同火災海上保険株式会社 (以下「乙」といいます。)は組立保険契約に関し、次のとおり約定します。

第1条 (総則)

- (1) 甲は、第13条 (有効期間) に規定する有効期間 (以下「有効期間」といいます。)内に着工する次に掲げる組立工事 (以下「対象工事」といいます。)のすべてを、乙の組立保険に付し、乙は組立保険普通保険約款 (以下「普通保険約款」といいます。)第11条 (特約) に定める特約およびこの特約の規定に従い、保険金を支払います。

なお、JV 工事については、分担施工型 JV の甲が施工する部分のみを対象工事に含めるものとします。

- (2) 次に掲げる工事は、この特約の対象から除外するものとします。

- ① 請負金額が21億円を超える工事
- ② 分解・解体または取片付け工事
- ③ 土木工事を主体する工事
- ④ 日本国外で行われる工事

第2条 (保険責任期間)

- (1) この特約による乙の保険責任は、第6条 (通知) に定める通知書 (以下「通知書」といいます。)記載の工事ごとに、工事現場において輸送機関より保険の対象の荷卸しが完了した時に始まり、またし、工事期間が始まった後でも、工食用材料および工食用仮設材については、工事現場において輸送機関より保険の対象の荷卸しが完了した時に始まり、またし。
- (2) この特約による乙の保険責任は、通知書記載の工事ごとに、通知書記載の工事期間の末日の午後4時または保険の対象の引渡の時のいずれか早い時に終わります。
- ただし、引渡前に保険の対象が操業を開始した場合には、その時をもって終わります。
- (3) 通知書記載の各工事に対する乙の保険責任は、有効期間の終了した後も (2) の終期まで継続するものとします。

第3条 (保険金額)

保険金額は、通知書記載の各工事ごとに、普通保険約款第6条 (保険金額) に規定する請負契約金額 (以下「請負金額」といいます。)によって定めます。

第4条 (暫定保険金額)

- (1) 有効期間内に着工が予定される対象工事の請負金額の総額を暫定保険金額とします。
- (2) 有効期間内に、通知書記載の各工事ごとの保険金額の合計額が (1) に定める暫定保険金額を超えることが明らかとなった場合は、甲は、遅滞なく、有効期間の末日までに着工が予定される対象工事の請負金額の総額に基づき、暫定保険金額を増額しなければなりません。
- (3) 第12条 (有効期間) (2) の規定に従い、この特約が自動的に延長される場合は、その都度、(1)

および（２）の規定に従い、暫定保険金額を定めるものとします。

第5条（暫定保険料）

- （１）前条（１）に規定する暫定保険金額に基づき所定の保険料を計算し、甲は、これを暫定保険料として乙に支払うものとします。
- （２）前条（２）の規定に従い、暫定保険金額を増額する場合は、甲は、増額する暫定保険金額に基づく所定の追加保険料を乙に支払うものとします。
- （３）普通保険約款第4条（保険責任の始期および終期）（２）の規定にかかわらず、乙は、有効期間が始まった後でも、暫定保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。（２）の規定による乙の追加保険料の請求に対し、甲がその支払を怠ったときも、また同様とします。

第6条（通知）

- （１）甲は、対象工事を1か月ごとに取りまとめ、各月□□日を締切日として、次に掲げる事項を所定の通知書により締切日後□□日以内に乙に通知しなければなりません。

（標準例）

工事名、発注者名、工事現場、保険期間、保険金額および保険料

- （２）（１）に定める通知書に記載した事項につき変更が生じた場合には、甲は、その都度遅滞なく乙にその旨を通知しなければなりません。

第7条（通知の遅滞・脱漏）

- （１）前条の通知に遅滞または脱漏があった場合は、乙は、遅滞または脱漏のあった対象工事にかかわる保険の対象について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
ただし、その遅滞または脱漏が甲の故意または重大な過失によるものでなかったことを甲が立証し、その対象工事について直ちに前条に準じて通知し、かつ、乙がこれを認めた場合はこの規定を適用しません。
- （２）通知の脱漏があった場合は、有効期間の終了後であっても、甲は、異議なくこれに対する保険料を支払うものとします。

第8条（確定保険料および保険料の精算）

- （１）保険料の精算期間は、有効期間の始期後□□か月間とし、各精算期間終了後通知書に基づき確定保険料を計算し、甲は、これをその都度遅滞なく乙に支払うものとします。ただし、第10条（保険金の支払額）（４）の場合を除きます。
- （２）（１）の確定保険料は、それぞれの対象工事について第2条（保険責任期間）により乙が保険責任を負う期間に対して所定の保険料率により計算します。
- （３）第5条（暫定保険料）の暫定保険料は、これを最後の保険料精算期間に対する確定保険料との間で、その差額を精算します。
- （４）有効期間の終了した後に通知書の記載内容に変更があり、保険料の追徴または返還の必要が生じた場合には、その都度遅滞なく所定の保険料を追徴または返還するものとします。

第9条（確定保険料および保険料の精算の特則）

- （１）この特約による保険契約が解除の場合は、前条（１）から（３）までに規定する精算は次のいずれかの規定に従うものとします。
 - ① 普通保険約款の規定により、甲がこの特約による保険契約を解除した場合は、前条に規定する

確定精算の方法に準じて、解除した時点で確定精算を行うものとします。

- ② 普通保険約款の規定により、乙がこの特約による保険契約を解除した場合は、(2)により乙が保険責任を負う期間に対して、前条((2)の規定を除きます。)に規定する確定精算の方法に準じて、解除した時点で確定精算を行うものとします。

- (2)(1)の②による解除の場合、第2条(保険責任期間)(2)に定める乙の保険期間の終期は、通知書記載の対象工事ごとに、その工事期間の末日の午後4時、その工事の目的物の引渡し(工事の目的物の引渡しを要しない場合はその工事が完了した時)もしくは操業開始の時または解除の時のいずれか早い時とします。

第10条(保険金の支払額)

- (1) 乙は、それぞれの対象工事につき、通知書記載の保険金額を超えては普通保険約款第27条(保険金の支払額)に定める保険金を支払いません。
- (2) 通知書記載の保険金額が第3条(保険金額)に定める保険金額に不足する場合は、乙は、その不足する割合によって普通保険約款第27条(保険金の支払額)に定める保険金を削減します。
- (3) 第2条(保険責任期間)に定める乙の保険責任開始後第6条(通知)に定める通知までの間に生じた損害に対しても、乙は、普通保険約款およびこの特約の規定に従い、保険金を支払います。
- (4)(3)の場合において、保険金を支払うべき対象工事にかかわる所定の確定保険料を計算し、甲は、ただちにこれを乙に支払うものとします。
- (5) 保険証券記載の被保険者自己負担額は、それぞれの対象工事ごとに適用されるものとします。

第11条(特約)

- (1) この特約による保険契約には、保険証券記載の特約が付帯されるものとします。
- (2)(1)に掲げる特約と異なる特約については、それぞれの対象工事ごとに、甲が着工前に書面をもって乙に通知し、かつ、乙がこれを認めた場合にかぎり、これを付帯できるものとします。

第12条(帳簿の閲覧)

乙は、必要があると認めた場合は、甲の帳簿その他関係書類を閲覧することができます。

第13条(有効期間)

- (1) この特約の有効期間は[]年[]月[]日より[]年[]月[]日までの1年間とします。
- (2)(1)の有効期間満了の1か月前までに、甲または乙からの書面による何らかの意思表示のない場合は、この特約の有効期間は1年ずつ自動的に延長されたものとします。

第14条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および第11条(特約)の規定を準用します。

上記特約締結の証として本書通を作成し、各自記名捺印のうえ各1通を所持するものとします。

年 月 日

甲

印

乙

印

(48) 保険料精算省略特約（組立保険・総括特約用）

第1条（特約の適用条件）

当会社は、組立保険総括契約に関する特約（以下「総括特約」といいます。）を付した保険契約にかぎり、この特約を適用します。

第2条（保険責任期間）

- （1）この特約による当会社の保険責任は、それぞれの対象工事ごとに、工事現場において輸送機関より保険の対象の荷卸しが完了した時に始まります。
- （2）この特約による当会社の保険責任は、それぞれの対象工事ごとに、保険の対象の引渡しの時（引渡前に保険の対象が操業を開始した場合には、その時）に終わります。
- （3）それぞれの対象工事に対する当会社の保険責任は、有効期間の終了した後も（2）の終期まで継続するものとします。

第3条（保険金額）

保険金額は、それぞれの対象工事ごとに、組立保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第6条（保険金額）に規定する請負金額によって定めます。

第4条（総保険金額）

この特約を付した保険契約の有効期間内の総保険金額は、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、保険契約者が請負ったすべての対象工事の請負金額によって定めます。

第5条（保険料）

保険契約者は、前条に規定する総保険金額および所定の保険料率に基づき算出された保険料を当会社に支払うものとします。

第6条（保険料精算の省略）

当会社は、総括特約第8条（確定保険料および保険料の精算）（1）および（3）に規定する保険料の精算は行わないものとします。

第7条（保険料の返還および請求）

当会社は、普通保険約款第7条（告知義務）（3）③または第8条（通知義務）（1）の承認をする場合、この保険契約が無効、失効または取消しの場合、ならびにこの保険契約が解除された場合には、普通保険約款第9条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）から第21条（保険料の返還－取消しの場合）および第23条（保険料の返還－解除の場合）の規定に従い、保険料を返還または請求します。

第8条（保険金の支払額）

- （1）当会社は、それぞれの対象工事につき、保険金額を超えては、損害保険金を支払いません。
- （2）被保険者自己負担額は、それぞれの対象工事ごとに総括特約第10条（保険金の支払額）（5）に定める額とします。
- （3）保険契約者が申告した総保険金額が実際の総保険金額に不足していた場合は、その不足する割合により削減して保険金を支払います。

第9条（総括特約の適用除外）

この特約については、総括特約第2条（保険責任期間）から第7条（通知の遅延・脱漏）、第8条（確定保険料および保険料の精算）（4）および第10条（保険金の支払額）の規定は適用しません。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および総括特約ならびにこの保険契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

(49) テロ危険等不担保特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）およびすべての付帯特約の規定にかかわらず、直接であると間接であるとかかわらず、次に掲げる事由によってもしくはその事由の結果として生じた損失、損害または費用に対しては保険金を支払いません。

- ① テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、当該主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。）
- ② 生化学物質による汚損・損傷・破壊
- ③ 情報（プログラム、ソフトウェアおよびデータ）のみに生じた損害

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(50) 共同保険に関する特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査

- ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨の事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

Ⅳ 保険証券面の表示等について

1. 特約一覧

特約の 番号	特約	掲載頁	保険証券（明細付証券は明細書）面の表示等
(1)	被保険者に関する特約	21	特約欄に「被保険者に関する特約」の記載がある場合
(2)	保険金額に関する特約（1）	21	特約欄に「保険金額に関する特約」の記載がある場合
(3)	保険金額に関する特約（2）	21	特約欄に「保険金額に関する特約」の記載がある場合
(4)	保険責任の終期に関する特約	22	特約欄に「責任終期（一般）」の記載がある場合
(5)	保険責任の終期に関する特約（火力発電所）	22	特約欄に「責任終期（火力発電所）」の記載がある場合
(6)	保険責任の終期に関する特約（水力発電所）	23	特約欄に「責任終期（水力発電所）」の記載がある場合
(7)	保険責任の終期に関する特約（試運転不担保）	23	特約欄に「責任終期（試運転）」の記載がある場合
(8)	保険責任の終期に関する特約（石油・石油ガスタンク）	23	特約欄に「責任終期（石油ガス）」の記載がある場合
(9)	保険責任の終期に関する特約（LPG・LNG ガスタンク）	24	特約欄に「責任終期（LPG等）」の記載がある場合
(10)	保険責任の終期に関する特約（タンク貯蔵物収容中不担保）	24	特約欄に「責任終期（収容不担保）」の記載がある場合
(11)	試運転に関する特約（A）	24	特約欄に「試運転に関するA」の記載がある場合
(12)	試運転に関する特約（B）	25	特約欄に「試運転に関するB」の記載がある場合
(13)	試運転に関する特約（C）	26	特約欄に「試運転に関するC」の記載がある場合
(14)	損害賠償責任補償特約	27	特約欄に「損害賠償責任補償特約」の記載がある場合
(15)	損害賠償責任補償特約に関する覚書（1）	32	特約欄に「損害賠償責任補償特約（1）」の記載がある場合
(16)	損害賠償責任補償特約に関する覚書（2）	33	特約欄に「損害賠償責任補償特約（2）」の記載がある場合
(17)	コンピュータ機器の日付認識に起因する損害不担保特約A	34	特約欄に「日付認識損害不担保A」の記載がある場合
(18)	被保険者自己負担額に関する特約（対物賠償）	35	特約欄に「被保険者自己負担額」の記載がある場合
(19)	構内所在物件に関する特約（一般）	35	特約欄に「構内所在特約（一般）」の記載がある場合

(20)	構内所在物件に関する特約（建物内・外装工事またはビル付帯設備工事）	36	特約欄に「構内所在（建物・ビル）」の記載がある場合
(21)	仮設物に関する特約	38	特約欄に「仮設物に関する特約」の記載がある場合
(22)	工事中機械・工事中仮設備に関する特約	38	特約欄に「工事中機械・仮設備補償」の記載がある場合
(23)	触媒に関する特約	39	特約欄に「触媒に関する特約」の記載がある場合
(24)	荷卸危険補償特約	39	特約欄に「荷卸危険担保特約」の記載がある場合
(25)	解体工事危険補償特約	40	特約欄に「解体工事危険補償特約」の記載がある場合
(26)	工場構内における製作・組立危険補償に関する特約	41	特約欄に「製作・組立危険補償」の記載がある場合
(27)	地震危険補償特約	41	特約欄に「地震危険補償特約」の記載がある場合
(28)	地震損害縮小てん補特約	42	特約欄に「地震損害縮小てん補」の記載がある場合
(29)	試運転期間中の地震火災危険不担保特約	42	特約欄に「試運転中地震火災不担保」の記載がある場合
(30)	残存物の解体および取片付費用補償特約	42	特約欄に「残存物取片付費用補償」の記載がある場合
(31)	特別費用補償特約	43	特約欄に「特別費用補償特約」の記載がある場合
(32)	航空貨物運賃補償特約	43	特約欄に「航空貨物運賃補償特約」の記載がある場合
(33)	設計・材質または製作の欠陥不担保特約	43	特約欄に「設計・材質の欠陥不担保」の記載がある場合
(34)	縮小てん補特約	43	特約欄に「縮小てん補特約」の記載がある場合
(35)	古品機械に関する特約（試運転不担保）	43	特約欄に「古機（試運転不担保）」の記載がある場合
(36)	古品機械に関する特約（試運転補償）	44	特約欄に「古品機械（試運転補償）」の記載がある場合
(37)	タンクの補修・改修工事に関する特約（１）	45	特約欄に「タンク補修等工事（１）」の記載がある場合
(38)	タンクの補修・改修工事に関する特約（２）	46	特約欄に「タンク補修等工事（２）」の記載がある場合
(39)	クリーニング作業に関する特約	47	特約欄に「クリーニング作業特約」の記載がある場合
(40)	棧橋工事に関する特約	47	特約欄に「棧橋工事に関する特約」の記載がある場合
(41)	土木工事に関する特約	47	特約欄に「土木工事に関する特約」の記載がある場合

(42)	特定台風危険不担保特約	48	特約欄に「特定台風危険不担保」の記載がある場合
(43)	メンテナンス期間に関する特約（ビジット・メンテナンス）	49	特約欄に「メインテ特約（ビジ）」の記載がある場合
(44)	メンテナンス期間に関する特約（リミテッド・メンテナンス）	49	特約欄に「メインテ特約（リミ）」の記載がある場合
(45)	メンテナンス期間に関する特約（フル・メンテナンス）	50	特約欄に「メインテ特約（フル）」の記載がある場合
(46)	保険料分割払特約	51	特約欄に「保険料分割払」の記載がある場合
(47)	組立保険総括契約に関する特約	53	特約欄に「総括契約特約」の記載がある場合
(48)	保険料精算省略特約（組立保険・総括契約用）	56	特約欄に「精算省略特約」の記載がある場合
(49)	テロ危険等不担保特約	57	特約欄に「テロ危険等不担保」の記載がある場合
(50)	共同保険に関する特約	57	共同欄に「有」の記載がある場合

2. 共同保険引受保険会社名称一覧

保険会社名	証券表示
大同火災海上保険株式会社	大同火災
共栄火災海上保険株式会社	共栄火災
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	あいおいニ
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動
セコム損害保険株式会社	セコム
日新火災海上保険株式会社	日新火災
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	ジャパン
A I G損害保険株式会社	A I G損保
楽天損害保険株式会社	楽天損保
セゾン自動車火災保険株式会社	セゾン
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	J I 傷害
ソニー損害保険株式会社	ソニー
明治安田損害保険株式会社	明治安田

この島の損保。

 **大同火災海上保険株式会社**

【本店】 ☎900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号
【ホームページアドレス】 <https://www.daidokasai.co.jp/>

※万が一の事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

事故受付センター  **0120-091-161** (通話料無料)
FAX 098-863-5596

※弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などは、下記までご連絡ください。

お問い合わせ・ご相談  **0120-671-071** (お客さま相談センター)

※ご不満・ご意見・ご要望については下記までご連絡ください。

ご不満・ご意見・ご要望  **0120-331-308** (お客さま相談センター)

受付時間：午前9:00～午後5:00 (土日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結していますので、弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

 **0570-022808** (通話料有料)

受付時間：午前9:15～午後5:00 (土日・祝日および12/30～1/4を除きます。)

※詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)